

障害福祉人材確保支援

障害福祉職員キャリアパス支援事業

本市の障害福祉人材の確保を図るため、市内障害福祉事業所に就職した者又は就職を希望する者に対し、資格取得のための費用を助成します。

対象経費

- 1 社会福祉士養成課程の受講費用
- 2 精神保健福祉士養成取得課程の受講費用
- 3 介護福祉士実務者研修の受講費用
- 4 介護職員初任者研修の受講費用

※1～3はいずれか1つのみ、4に限り1～3のいずれか1つと重複することが可能

補助額

- 1 社会福祉士養成課程は、受講料の全額（上限20万円）
- 2 精神保健福祉士養成課程は、受講料の全額（上限20万円）
- 3 介護福祉士実務者研修は、受講料の全額（上限16万円）
- 4 介護職員初任者研修は、受講料の全額（上限10万円）

※補助額に1,000円未満の端数が出た場合は切り捨て

※いずれも消費税及び受講料のほかに負担するテキスト代等は除く

※この要綱による補助金以外の補助金又は給付金の交付を受ける場合は、受講料から控除して交付

対象者

次の要件をすべて満たす者

- 1 申請年度に社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程、介護福祉士実務者研修又は介護職員初任者研修を受講した者
- 2 市内障害福祉事業所へ雇用されている者で対象課程等終了後継続して6か月以上の勤務が見込まれる者、又は市内障害福祉事業所への雇用を希望する者で対象課程等受講後、3か月以内に市内障害福祉事業所に勤務し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる者
ただし、高等学校、大学等に在学している者は、当該学校終了後、1か月以内に障害福祉事業所に勤務し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる者とする。
- 3 過去にこの要綱による補助金等の交付を受けていない者
- 4 住所地である市区町村における市区町村税の滞納がない者
- 5 魚沼市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しない者

申請期限

対象研修修了後3か月以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い日まで

補助金の返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し返還を求めることがあります。

- 1 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。
- 2 在籍報告書の提出がないとき。

※受講後、6か月以上市内障害福祉事業所に勤務した在籍報告書の提出が必要です。

必要書類

障害福祉職員キャリアパス支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の①～⑤の書類を添付して提出してください（様式は市ホームページからダウンロード可能）。

- ① 対象課程等受講料の領収書の写し

- ② 対象課程等の修了証の写し
- ③ 市区町村税の納税証明書（税務情報を照会できない場合のみ）
 - ※申請年の1月1日時点で魚沼市に在住していた場合は提出不要です。
 - ※魚沼市外に在住の場合は課税証明書とお間違えないようご注意ください。
- ④ 誓約書（別紙1）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

